

一四 国会（特別会）の召集について

詔書

日本国憲法第七条及び第五十四条並びに国会法第一条によつて、平成二十一年九月十六日に、国会の特別会を東京に召集する。

御名 御璽

平成二十一年九月十一日

内閣総理大臣 麻生 太郎

〔官報〕号外特第 19 号 平成 21 年 9 月 11 日 金曜日